

第48号議案

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月4日提出

豊川市長 竹本 幸夫

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年豊川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	支給額	手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	支給額
1～3（略）			1～3（略）		
4	災害応急業務等手当	日額 <u>1,440円</u> （午前0時から午前5時まで又は午後10時から午後12時までの時間帯が含まれるときは、 <u>2,160円</u> ）を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて市長が定める額	4	災害応急業務等手当	日額 <u>1,080円</u> （午前0時から午前5時まで又は午後10時から午後12時までの時間帯が含まれるときは、 <u>1,620円</u> ）を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて市長が定める額
5～7（略）			5～7（略）		
備考（略）			備考（略）		

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

## 理 由

この案を提出するのは、特殊勤務手当の支給の適正化を図るため、災害応急業務等手当の支給額を見直す必要があるからである。